

第27回 「議員と語ろかい」報告書

総務環境常任委員会（No.1）

開催日	平成30年 8月 7日 15時00分 ~ 16時30分		
開催場所	議会棟第3・4委員会室		
団体名	特定非営利活動法人 「人権を守る会かごしま」	参加人員	11人（男8人：女3人）
出席議員	松元 深、宮内 博、山田 龍治、久保 史睦、川窪 幸治、阿多 己清、前島 広紀、新橋 実、下深迫 孝二		
役割分担	班長（松元 深） 副班長（宮内 博） 記録係（山田 龍治）		
テーマ及び具体的な内容	人権条例の制定をめざして 霧島市における差別の現状と、その対策を語る ・霧島市では、未だに差別に苦しんでいる人がいる「部落差別の解消に関する法律」の施行をうけ、霧島市でも人権条例の制定に取り組んでほしい。		

意見交換での主な意見等	<p style="text-align: right;">◆は参加者の発言 ◇は議員の発言</p>
	<p>☆ 団体代表者あいさつ</p> <p>部落差別の解消の推進に関する法律（以下「推進法」）が制定され2年経っている。過去2回の語ろかいに参加させていただいたとき、議員より最後のまとめとして、部落差別の解消というのは行政の責務であると明言していただき、そのことは心強く思った。推進法を基にして、市で条例を定めていただくことにより、意識を深く持っていただきたいというのが趣旨。</p> <p>◇推進法第3条第2項に、他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとするとあるが、今どのような施策が実際にあるのか。</p> <p>◆地方公共団体とは、県内43地方自治体を含めすべての自治体をさしている。部落差別をなくすという法律は、1969年に特別措置法が立ち上がり、33年間様々な事業が法律に基づいたなかで進められた。平成12年の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて霧島市も基本計画を策定されている。推進法ができてから全国的には様々な法律に近づいた形で条例見直しを進めている。鹿児島県では、条例を制定している自治体は、さつま町・伊佐市・湧水町がある。</p>

◆は参加者の発言 ◇は議員の発言

◇平成29年1月31日の2回目の語ろかいでは、議員提案で出そうという話もさせていただいたが、委員会の組織編成と11月に市議会議員選挙もありそれ以上話が進まなかつた経緯があった。人権に関して市の条例を作るトスレバ、同和問題を入れるということだけではなく、障害者に対する差別やLGBTの方々に対する差別など様々な差別問題がある。それを含めた中で同和問題も入れた考えでも良いのか。

◆同和問題も含めたすべての人権問題に関する条例を考えている。

◆この質問は色々なところで言われるが、以前、九州では鹿児島県が人権宣言をしていなかった際に、今と同じような質問をされたが、色々な差別中でも要素として一番沢山含んでいるのが部落差別だと思っている。従ってそれを中心として踏まえておけば他の差別も同じ方向で考えることができると思う。文言としては県の宣言にもあるように、部落差別をはじめとしたあらゆる差別とした表現が適当であると認識している。

意見交換での主な意見等

◇以前、人権条例として、すべての差別を入れることで考えたこともあった。前回も条例のなかに入れて欲しいということだったと認識しているが、条例に入れたとして差別が無くなるものではないと考えるが、それでも条例に入れることで納得をされるのか。

◆条例を作ったからと言って差別が無くなるとは考えていない。厳しい罰則がある法律があったとしてもいろいろな問題が起きる。条例ができるにより抑制になると考えている。無いよりも効果があると考えている。

◇今までの流れとして、平成29年1月31日には人権を守る会かごしまの方々と語ろかいを開催し、その後、組織改正により所管する委員会に変更があり、新たに所管となった総務環境常任委員会で平成29年6月19日に人権条例についての所管事務調査をしている。11月には改選があり、結論としては出ていないが、今回この語ろかいとなり、我々委員会として所管事務調査を進めながら考えていきたい。

◇平成29年1月31日の語ろかいでは、団体の方から条例案を示していただいたが、その後の変更点などはないのか。

◆主な変更点は、前文の中に近年の情報化の進展に伴って部落差別に状況の変化が生じておりという表現が、国の推進法でインターネットによる差別が新たに出現して、これが深刻な社会問題になっていると解釈してそのことを書き加えた。また、条文の中では、第3条の2項に（1）（2）（3）（4）付け加えた。これは、条例を啓発していく時に何がしてはいけないことなのか、具体的に例示した方が市民の皆様によりわかりやすいのではないかと考えたため。

◆は参加者の発言 ◇は議員の発言

意見交換での主な意見等	<p>◇部落差別をはじめとするあらゆる差別と冠に書くことが大切だと言われましたが、人権に関する差別は、国会でもLGBTの問題や大学の女性に対する差別の問題など様々なところに及んでいるが、条例案は条文の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別という文言が10箇所程度出てくる。すべての人権を守るという一体の取り組みとして行うということにならないのか、わかりやすく説明をして欲しい。</p> <p>◆九州管内の条例制定された自治体にも、このような文言で条例が策定されている。</p> <p>◆国の人権保証に関する法律の文言も変わってきており、日本国憲法と教育基本法の第14条に人種・信条・性別・社会的身分又は門地による差別を禁止するという条文が記述されている並びだが、部落差別をなくす様々な取組によって国が法律を作ってきたが、2006年の人権擁護施策推進法を制定した中では、順番が社会的身分・門地・人種・信条又は性別による不当な差別と変わっている。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、霧島市においても人権教育・啓発基本計画のなかでもこの順番で明記されている。冠にこれを始めたからというわけではなく、これまでの長い歴史の部落差別の解消の取組や法的施策があるなかでも、我が国に根強く残っている重大な社会問題をなくすためには、多くの皆様に意識していただきたいとの思いで、このような冠にさせていただいている。</p> <p>◆法律に出てくる社会的身分は部落差別を指している。</p> <p>◆条例の第4条 事業者の責務について、職場での定期的な研修及び啓発活動を行うよう努めるものとすると記載しましたが、これは民間企業については、人権に関する研修の場が極めて少ない状況であり、働く人が企業の中で少しでも人権に関する研修の場が企業の責任として設けられたら大きな変化があるものと考える。また、霧島市の施策で行き届かない所を労働行政と一緒に活用できるのではと考える。</p> <p>◇調べてみると、近辺の宮崎県などでは市が条例化をしているが、鹿児島県においては3市町とのことで、条例化が進まないことに關しての考えがあればお聞かせいただきたい。</p> <p>◆国の推進法の中では調査の問題や国の今後の動向を見ているのではないかと考える。そういうなか全国でも、議会として取り組んで条例化している所もある。また、そのプロセスにある所も多いと考える。霧島市も検討している状況なのでこれが早く進んで欲しい。</p> <p>◆来年の1月に県が行う意識調査を見て参考にして欲しい。</p> <p>◇県の調査等も見据え、所管事務調査等も含め勉強を重ねながら、今後も検討を進めて参りたい。</p>